

釜石市

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>1 被災者生活再建支援金制度（基礎支援金・加算支援金）の申請期間延長について</p> <p>本市では東日本大震災で被害を受けた様々な施設や道路、港湾の再建・整備も進み、まちの復興も着実に進展しているところではありますが、一方でまちが復興していく過程において欠くことのできない要素である被災者の住宅の再建は未だ道半ばであります。</p> <p>住宅に大きな被害を受けた世帯に対して支給される被災者生活再建支援制度の基礎支援金について、本市では公益財団法人道府県会館を通じて約4,000世帯に支給しております。</p> <p>現在、支給対象の可能性がありながら申請に至っていない世帯について、庁内関係各課の保有している情報を基に総合的に判断しながら抽出作業および調査を行い、個別に申請勧奨を行っているところでもあります。</p> <p>しかしながら、居住状況の把握など個別の調査には相当の時間を要することから、可能性のある全ての世帯を把握できていない現状にあります。</p> <p>また、住宅の再建に対して支給される加算支援金については、市内の土地区画整理事業等による宅地の引渡しが平成30年度完了予定となっていることから、申請期限内に宅地の準備ができず当該支援金を被災者が申請できないことが予測されます。</p> <p>つきましては、かかる事情をご勘案いただき、被災者生活再建支援金制度（基礎支援金・加算支援金）の申請期間の延長について、ご高配を賜りますようお願いいたします。</p>	<p>被災者生活再建支援制度（基礎支援金・加算支援金）の申請期間の再延長については、本支援金の事務を行う公益財団法人道府県会館と協議し、平成29年12月に、被災者生活再建支援金（基礎支援金・加算支援金）の申請期間の再延長が必要な市町村について、平成31年4月10日までの延長が決定されました。</p> <p>県としては、更なる延長については、被害の程度及び住宅再建の進捗状況等を勘案し、市町村の意向も伺いながら、同会館と協議してまいります。</p>	<p>沿岸広域振興局</p>	<p>経営企画部</p>	<p>B</p>

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>2 「被災者住宅再建支援事業補助金」及び「生活再建住宅支援事業補助金」制度の拡充及び補助事業の期間延長について</p> <p>東日本大震災による被災者が住宅を再建するための支援制度としましては、被災者生活再建支援法により最大300万円の給付がなされております。</p> <p>これに合わせて、岩手県でも平成24年度から「被災者住宅再建支援事業補助金」や「生活再建住宅支援事業補助金」による各種補助金を創設しており、住宅を再建しようとする被災者の一助となっております。</p> <p>しかしながら、震災復興工事の増加により、建設工事に従事する作業員の不足やそれに伴う人件費が膨らみ、また、住宅の基礎等に使用する生コンクリートをはじめとする建築資材も不足していることから、住宅建設費は高騰している状況です。</p> <p>また、平成26年4月1日からの段階的な消費税率の引上げに対応するため創出された「住まいの復興給付金」制度では、最大90万円まで給付されますが、家財や家電など新生活に必要な物品まで対象となっておらず、被災者の実態に即した生活再建支援策が求められております。</p> <p>さらには、被災された地区に戻り再建を希望する被災者は、土地区画整理事業等の完成を待っている状況にあり、事業の完成・土地の引渡し時期が「被災者住宅再建支援事業補助金」や「生活再建住宅支援事業補助金」の終期に間に合わないことが予測されます。</p> <p>つきましては、かかる事情をご勘案いただき、下記の事項についてご高配を賜りますよう要望いたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>(1) 被災者の住宅再建の促進が図られるよう「被災者住宅再建支援事業補助金」や「生活再建住宅支援事業補助金」制度の更なる拡充を図ること。</p> <p>(2) 被災者が自力再建をするにあたり、土地区画整理事業等の完成・土地の引渡し時期により上記住宅再建補助金の申請が出来なくなることがないよう事業実施期間を延長すること。</p>	<p>県では、これまでも、国に対し300万円を上限とする被災者生活再建支援制度の拡充について工事単価の上昇に対応して拡充するよう繰返し要望していますが、国では更なる措置については、慎重な姿勢を取っています。</p> <p>このため、県では、復興基金を財源に、市町村と共同で、最大100万円を補助する「被災者住宅再建支援事業」を実施しているほか、バリアフリー対応、県産材の活用を行う場合及び利子補給等に補助する「生活再建住宅支援事業」を実施しているところです。</p> <p>1 復興基金の状況等、厳しい財政状況を勘案すると、県独自での更なる支援の拡充は極めて難しいものと認識しており、県としては、被災者の住宅再建が十分に図られるよう、被災者生活再建支援金の増額・拡充について、引き続き国に強く要望していきます。</p> <p>2 県では、被災者住宅再建支援事業費補助金及び生活再建住宅支援事業補助金に係る事業実施期間について、平成30年2月に、2020年度まで2年間延長を決定し、事業を継続して実施する市町村に対して補助を行うこととしました。今後とも住宅再建の進捗状況等を勘案し、市町村の意向も伺いながら、被災者の住宅再建が十分に図られるよう、事業を進めていきます。</p>	沿岸広域振興局	経営企画部、土木部	B

## 釜石市

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>3 被災宅地復旧工事助成事業の対象拡充について</p> <p>被災宅地復旧工事助成事業は、震災により浸水・陥没・隆起・地割れ・液状化等の被害を受けた宅地について、土地所有者等がのり面の保護や地盤の補強などの工事に係る経費の一部を助成する事業ですが、取り扱い上、区画整理事業区域の土地は対象外となっております。</p> <p>一方、区画整理事業においては、造成した土地の深部である従前地盤の改良のすべてを行うことはできず、一部に軟弱地盤が残り、今後土地所有者が必要に応じて地盤の補強や改良などを行う場合も想定されるところです。</p> <p>これら区画整理区域内の土地所有者にとって、住宅再建に必要な地盤改良工事を実施することは、他の補助対象となっている地域で地盤改良を行う土地所有者と条件は同様であり、公平性の観点から区画整理事業区域の宅地にも被災宅地復旧工事助成事業を適用することが適当であると考えます。</p> <p>つきましては、被災された皆様が生活再建しやすい環境を整備し、もって、復興のまちづくりを推進するため、区画整理事業区域内の宅地に関しても被災宅地復旧工事助成事業の対象としていただきたく要望いたします。</p>	<p>生活再建住宅支援事業の被災宅地復旧工事は、震災により被災した宅地の安全性を回復することを目的として行っているところです。</p> <p>一方で、区画整理事業により造成した宅地については、必要な地盤強度の目標を設定し適切に工事が行われることにより安全性が確保されるため、本事業の対象とはしていません。</p> <p>なお、住宅の建築に当たっては、必要な地盤強度が保たれている場合でも、建築事業者が更なる地盤補強を土地所有者へ推奨する場合がありますことから、土地所有者に宅地の安全性について御理解いただいたうえで住宅を建てていただくことが望ましいと考えます。このためには、土地区画整理事業の事業者である市町村が土地所有者に対し、地盤調査結果等の宅地地盤に関する情報提供をはじめ丁寧な説明を行うことが重要です。</p> <p>県では、市町村から土地所有者への適切な説明が行われるよう、担当者会議等を通じて他市町村の取組状況等について情報共有を図るなど支援していきます。</p>	沿岸広域振興局	土木部、農林水産部	D

## 釜石市

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>4 災害援護資金制度の申請期間延長について</p> <p>東日本大震災の被災者が利用できる災害援護資金制度は、被災者の住宅再建や生活基盤の再構築に寄与するとともに、復興まちづくりの円滑かつ迅速な推進に大きく貢献しておりますが、その申請期限は平成30年3月31日までとなっております。</p> <p>しかしながら、多くの被災者は、未だ仮設住宅での生活を与儀なくされており、災害公営住宅への入居や宅地の引き渡しは平成30年度の後半までかかるなど、住まいの復興はもとより生活の復興にはさらなる時間を要するものと見込まれます。</p> <p>現在までの本制度に係る借用事由の多くは、災害公営住宅に入居するための家財購入や住宅建築に要する費用など自立再建に関するものであり、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」により利率の優遇や償還・据置期間の延伸が行われたことも相まって、今後も多くの被災者が本制度を必要とするものであります。</p> <p>つきましては、現在の申請期限では多くの被災者が制度を活用できない実情となっていることをご勘案いただき、災害援護資金制度の申請期間延長について、引き続き、国に対しての働きかけを要望いたします。</p>	<p>東日本大震災に係る災害援護資金貸付については、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）」及び「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令（平成23年政令第131号）」により、貸付けを受けられる期間が平成30年3月31日まで延長されているほか、償還期間等の特例延長及び利率の引下げなどの特例措置が講じられているところです。</p> <p>県内市町村ではこれまでに1,091件、28億円余（平成29年12月末時点）の貸し付けが行われており、当該貸付金が被災者の生活再建に寄与しているものと認識しています。</p> <p>また、内陸災害公営の整備や大規模な嵩上げによる面的整備が平成30年度以降も予定されるなど、今後も、被災者の住宅再建等の生活再建資金の需要が継続していくものと見込まれるところです。</p> <p>そうしたことから、東日本大震災に係る災害援護資金制度については、申請期間の延長を含め、特例措置の延長について、平成29年6月、知事から関係省庁に対して要望を行っていたところですが、国において今後関係政令が改正され、平成31年3月31日まで特例措置が延長される予定です。</p>	沿岸広域振興局	経営企画部	A

釜石市

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>5 ラグビーワールドカップ2019™の釜石開催に向けた支援について</p> <p>本市は、東日本大震災からの復興を加速し、希望の創造と未来の可能性を追求する取組みとして、ラグビーワールドカップ2019™の開催準備を進めております。</p> <p>本大会開催を契機として、子どもたちに夢と希望を与え、ラグビーの街としての誇りを醸成するとともに、東日本大震災から立ち上がった姿を国内外に示して、各国から頂いた心温まる支援への感謝の気持ちを伝えたいと存じます。</p> <p>また、防災まちづくりの象徴として、被災地の教訓を生かした安全・安心の会場整備と防災避難意識の伝承を行うとともに、将来にわたる持続可能な地域社会の形成を目指す中で、スポーツによる地域振興を通じた交流人口の増加と次代を担う人材育成に資する契機にしたいと存じます。</p> <p>さらに、各国の来訪者を受け入れる宿泊先の確保及び主要都市とスタジアムを結ぶ復興道路・復興支援道路と鉄道の整備による交通アクセスの強化を図るなど、本市単独では解決が困難の課題については、国・岩手県・三陸沿岸地域と連携して取り組んでみたいと存じます。</p> <p>つきましては、ラグビーワールドカップ2019™の釜石開催を成功に導くため、下記の事項について要望いたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>(1) スタジアム整備・環境整備・周辺整備のための調整として、長内川・鶉住居川河川区域と基盤整備及び道路整備について調整すること。</p>	<p>基盤整備及び道路整備に伴い必要な河川法に基づく協議については、必要な都度、相談に応じている状況であり、今後も必要な調整を図っていくこととしています。</p>	<p>沿岸広域振興局</p>	<p>土木部</p>	<p>B</p>

釜石市

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>5 ラグビーワールドカップ2019<sup>TM</sup>の釜石開催に向けた支援について</p> <p>(2) 地域住民、地域外支援者による開催機運醸成のため、釜石市ラグビーこども未来基金のPR について支援すること。</p> <p>(3) 市民や県民の運動として、県内商工会加盟団体、観光連盟加盟団体、スポーツ振興加盟団体、その他一般企業や任意団体等が、独自の気運醸成 (PR 活動) を実施していただくよう働きかけること。</p>	<p>平成29年4月に設立された「ラグビーワールドカップ2019釜石開催実行委員会」においては、「釜石市ラグビーこども未来基金」や「ふるさと岩手応援寄付」などを通じた県内外の企業・団体へのPRや協力要請等にも取り組んでいくとしています。</p> <p>また、実行委員会では、構成員傘下の県内及び東北の経済・商工団体、観光団体、スポーツ団体のほか、一般企業や任意団体などの協力もいただきながら、ラグビーワールドカップ2019<sup>TM</sup>釜石開催のPRや、大会公式サポーターズクラブへの加入 (H29.8.1現在の登録者数：6,463人) 等の取組を進めているところであります。</p> <p>県としても、今後さらに広域的な開催機運の盛り上がりが見られるよう、ラグビーワールドカップ2019<sup>TM</sup>釜石開催の成功に向け、関係機関や団体、市町村、県民が一丸となった開催機運の醸成やPR活動、受入態勢の整備に積極的に取り組んでいきます。</p>	沿岸広域振興局	経営企画部	A
<p>6 岩手県立釜石病院診療科の医師確保について</p> <p>岩手県立釜石病院は、当圏域の基幹病院としての役割を担っており、急性期医療及び救急医療の中核となっております。</p> <p>しかしながら、医師数は減少傾向にあり、医師一人当たりの負担は増大しております。</p> <p>現状において、救急外来の受け入れ等による医師一人当たりの負担は深刻であり、脳神経外科及び泌尿器科の一人体制や神経内科の常勤医師不在体制が長期化しております。</p> <p>つきましては、医師の負担を軽減し安定的な医療提供体制を確保するために、医師の配置について特段の配慮をお願いいたします。</p>	<p>県立釜石病院の脳神経外科、泌尿器科の常勤医師の増員及び神経内科の常勤医師の確保については、派遣元である大学医局においても医師の絶対数が不足しており、現時点では常勤医師の配置、増員は困難な状況が続いているため、関係大学からの診療応援や県立病院間の連携等により診療体制の維持に努めているところです。</p> <p>県においては、引き続き、関係大学を訪問し医師の派遣を要請するほか、即戦力となる医師の招聘、臨床研修医の積極的な受入、奨学金養成医師の計画的な配置等に努めながら常勤医師の確保に取り組んでいきます。</p>	沿岸広域振興局	経営企画部	B

## 釜石市

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>7 復興特区法第43条地方税の課税免除等に係る減収補填措置の上限額引き上げについて</p> <p>復興特区法に基づく税制上の特例措置については、雇用確保に資する設備投資や被災者雇用の促進など、当市の産業復興に大きく寄与するとともに、復興まちづくりの円滑かつ迅速な推進に貢献しております。</p> <p>このような中で、今般、復興特区法に基づく機械等の特別償却や税額控除等の特例措置（第37・38・39・40条）に引き続き、地方税の課税免除に対する減収補填措置（第43条）についても、特例期間を平成33年3月31日までとする復興特区税制の改正が行われたところです。</p> <p>しかしながら、今回の改正で、平成31年度、平成32年度の地方税の課税免除に対する減収補填は減収額の3/4とされており、復興事業に多額の財政支出が必要な中、市の財政負担を強いる形となっております。</p> <p>つきましては、被災地の実情を考慮のうえ、平成31年度、平成32年度の減収補填額についても、平成30年度までと同様、減収額の10/10に上限額を引き上げていただき、確実な減収補填について、国に対して働きかけをお願いいたします。</p>	<p>復興特区法に基づく地方税の課税免除等については、今般の総務省令の改正により、地方自治体に対する減収補填が平成33年3月31日まで措置されることとなったところですが、平成31年度以降の投資分については、補填率の引き下げが予定されているところです。</p> <p>県としては、地方自治体が、引き続き産業復興、産業集積の状況を踏まえて地方税の減免等を実施できるよう、国に対して、平成31年度以降においても従前と同様に補填するよう要望しています。</p> <p>今後も、国における議論や検討状況を注視しながら、関係機関と連携し、引き続き強力に要望していきますので、御協力をお願いします。</p>	沿岸広域振興局	経営企画部	B

## 釜石市

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>8 復興特別会計による地籍整備関係予算の十分な確保について</p> <p>土地の所有者、境界、面積などを正確に記録した地籍調査の成果は、公共事業をはじめ、各種事業の土地に関する重要な基礎資料として多方面に活用されております。</p> <p>特にも東日本大震災からの復旧・復興にあたっては、地籍調査の成果は大きな力を発揮しており、地籍調査の必要性が事前防災の観点からも再認識されております。</p> <p>一方、山村部においては、土地所有者の高齢化が進み、現地調査の立会いが困難になるなど、土地の境界の確認に必要な人証や物証が失われつつあります。</p> <p>こうした中、復興のまちづくりを進める上で、未調査地区の早期の調査完遂が求められているところですが、復旧・復興関連事業の財政需要の増大により、財源の確保が大きな課題となっております。</p> <p>つきましては、「復興・創生期間」における東日本大震災復興特別会計による地籍調査関係予算の十分な確保について、引き続き、国に対しての働きかけを要望いたします。</p>	<p>地籍調査事業は、公共事業の工期短縮やコストの縮減などの効果があり、とりわけ近年は東日本大震災津波や頻発する豪雨災害からの復旧に当たり、その重要性があらためて認識されており、これまで、東北管内の各県や県内市町村と連携しながら国への要望活動を実施し、必要な予算の確保に努めてきたところです。</p> <p>今年度は、7月に東北ブロック国土調査推進連絡協議会を通じて、国土交通大臣に対し、東日本大震災復興特別会計による地籍調査関係予算の確保などについて、要望を行ったところです。</p> <p>今後も機会を捉え、予算確保に向けた国への要望活動を実施していきます。</p>	沿岸広域振興局	農林部	B



釜石市

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>9 釜石港の国際物流拠点化に向けた早期整備及び機能強化について</p> <p>東日本大震災によって、釜石港須賀地区公共ふ頭は、岸壁や県営上屋など港湾施設全般が甚大な被害を受けましたが、鋭意復旧工事が進められた結果、復旧完了の兆しが見え始めてきております。</p> <p>こうした中、震災から4ヵ月後に開設された国際フィーダーコンテナ定期航路は、岩手県内陸部の国際貨物のもとより、広く三陸一帯の水産貨物を取り込むことで、急激に成長しており、釜石港が当市のみならず、被災沿岸部の復興を牽引する重要な物流拠点となっております。</p> <p>また、昨年度には、新たなコンテナ船社が参入したことで、県下初となる1港2船社サービス体制が確立されたほか、ガントリークレーンが供用された暁には、外貿コンテナ定期航路が開設される予定となっており、貿易の選択肢拡大という釜石港の利便性が飛躍的に向上することに加え、本市が東北横断自動車道釜石秋田線及び三陸沿岸道路の結節点という地理的優位性をもつことから、釜石港の重要性は、今後一段と、高まっていくものと認識しております。</p> <p>このような中、釜石港の国際物流拠点化をより一層推進するためには、外貿コンテナ定期航路の基盤となるガントリークレーンの着実な整備はもとより、リーファー（冷凍・冷蔵）コンテナ電源の増設、夜間荷役用照明施設の整備といった物流機能の強化に加え、輸送ルートとして、一般国道107号（梁川ー口内間）の整備促進が必要不可欠です。</p> <p>また、あらゆる貨物の輸送を可能とし、広く国際貿易ツールとして利用される海上コンテナですが、釜石港においては、動物検疫指定がないために、畜産品等の取扱いが</p>	<p>照明塔とリーファー電源については、現在、必要に応じ仮設で対応しています。今後、平成29年11月の外貿定期コンテナ航路の開設効果により、コンテナ取扱量の増加が見込まれることから、平成30年度に照明塔の整備やリーファー電源の増設を実施します。</p>	<p>沿岸広域振興局</p>	<p>土木部</p>	<p>A</p>

釜石市

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>できず、釜石港利用のニーズを十分に満たすことができない状況にあります。釜石港の利便性向上を図るとともに、現在、岩手県が進めている岩手県産食品の海外輸出を強力に推進するためには、動物検疫指定に向けた取り組みが必要であると認識しております。</p> <p>加えて、将来的に、コンテナヤードの不足等による公共ふ頭の脆弱性が懸念されるほか、釜石港復興のシンボルと位置付け、早期再開を目指している完成自動車物流を見据えた場合には、モータープール等の確保が必要になることから、公共ふ頭の拡張整備、岸壁数、岸壁水深の不足が喫緊の重要課題として浮上してきます。</p> <p>つきましては、本市のみならず岩手県の経済を牽引する釜石港及び重要路線の整備促進等に係る下記の事項について、特段の理解を賜りますよう要望いたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>(1) コンテナターミナル設備（照明塔、リーファー電源等）の整備促進</p>				
<p>9 釜石港の国際物流拠点化に向けた早期整備及び機能強化について</p> <p>(2) 釜石港の動物検疫港指定に向けた取組の推進</p>	<p>畜産物等の輸出入を釜石港で行う場合には、家畜伝染病予防法第38条に基づき、農林水産省令で指定する港となる必要があります。</p> <p>港湾における畜産物等の取り扱い、県がいわて県民計画に掲げる「県産農林水産物の輸出促進」における多様な輸送形態を構築するひとつの取り組みとなり、県内港湾の国際化にも資するものと考えております。</p> <p>一方で、十分な輸出入の需要が見込まれることが、指定港になるための前提であると国から聞いているところであり、現在、荷主や物流事業者からの情報収集を通じ、対象貨物の需要見込みの把握を進めているところです。</p>	沿岸広域振興局	土木部	B
<p>9 釜石港の国際物流拠点化に向けた早期整備及び機能強化について</p> <p>(3) 公共ふ頭の機能強化促進（岸壁数、岸壁水深、ヤード面積の増強）</p>	<p>須賀地区公共ふ頭の新たな岸壁の整備やヤード面積の増強等については、コンテナ貨物量の推移や震災後休止している完成自動車の取扱再開等、港湾施設の利用状況を見極めながら整備の時期を検討していきます。</p>	沿岸広域振興局	土木部	B

釜石市

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>9 釜石港の国際物流拠点化に向けた早期整備及び機能強化について            (4) 一般国道107号(梁川ー口内間)の改良整備</p>	<p>北上市口内町から奥州市江刺区梁川間については、平成25年度に梁川～口内工区として事業着手し、これまでに道路・トンネル詳細設計、地質調査及び用地補償調査を実施しています。昨年度よりトンネル工事に着手しています。            今後とも地域のご協力をいただきながら、事業の推進に努めていきます。</p>	沿岸広域振興局	土木部	A
<p>10 防潮堤整備に係る環境及び景観への配慮について            東日本大震災からの復興に向け、当市を含む県内各地で安全・安心な住宅地の整備と併せて、防潮堤や水門など海岸保全施設の整備も進められております。            今般、安全・安心面を重視した結果、多くの地区において大型の防潮堤が整備されておりますが、これは地域で生活する住民にとって、環境・景観面との比較における苦悩の結果であったことから、現在も可能な範囲において周辺環境との調和への配慮が望まれているところです。            岩手県としましても、河川・海岸構造物の復旧等における環境・景観配慮に向けた基本的な考え方を取り纏めており、三陸南沿岸海岸保全基本計画において、海岸景観への対応として周辺環境との調和を盛り込み、一部地域では、既に配慮がなされております。            つきましては、現在整備中のものを含む防潮堤の表面緑化など環境・景観への配慮を賜りますよう要望いたします。</p>	<p>防潮堤整備に係る周辺空間との調和への配慮については、「岩手県河川・海岸構造物の復旧等における環境・景観配慮に向けた基本的な考え方(案)(平成24年3月)」により、「地域の人々の生活を支える防護施設としての安定性を伝えるようなシンプルなデザインが望ましい」としているところです。            釜石地域においても、この考え方に基づき、縦リブや階段帯工などの景観配慮策を講じてきたところです。            防潮堤の表面緑化などを含めた環境及び景観への配慮については、今後とも、背後地の土地利用や、維持管理に係る経費などを勘案しつつ、貴市と調整を図りながら対策を検討していきます。</p>	沿岸広域振興局	土木部、農林部、水産部	B
<p>11 安全・安心なまちづくりの推進について            (1) 市内河川の浚渫            市内を流れる甲子川の駒木・鈴子地区の右岸の浚渫について、引き続き特段のご理解を賜りますよう要望いたします。            加えて、平成28年の台風第10号等によって被災した甲子川、鶴住居川、長内川等の河川の復旧や土砂撤去等の早期実施を要望いたします。</p>	<p>甲子川の堆積土砂については、昨年度は駒木・鈴子地区の右岸4,000m<sup>3</sup>について河道掘削を行ったところです。環境面を考慮するため地元有識者等の意見を頂きながら、今年度も引き続き河道掘削を進めていきます。            なお、河川の堆積土砂の撤去については、河川巡視等により管内河川の状況把握をし、緊急を要する箇所から計画的に河道掘削を行うなど、引き続き適切な維持管理に努めていきます。            また、県では、釜石市などの関係機関と連携を図りながら、河川などの公共土木施設の早期復旧に向けて、全力で取り組んでいきます。</p>	沿岸広域振興局	土木部	A

釜石市

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>11 安全・安心なまちづくりの推進について            (2) 急傾斜地崩壊対策事業、土砂災害防止事業及び治山事業の促進            土砂災害から地域住民の生命と財産を守り国土を保全するため、急傾斜地崩壊対策工事や砂防堰堤工事等の土砂災害防止事業及び治山事業の促進について、引き続き特段のご理解を賜りますよう要望いたします。</p>	<p>土砂災害防止対策のうち、ハード対策については、今年度、駒木地区ほか1箇所、急傾斜地崩壊対策事業を、源太沢の沢(6)地区ほか3箇所で砂防事業を実施しているところです。            今後も災害履歴がある箇所や避難所・要配慮者利用施設等が立地する箇所など、緊急性、重要性の高い箇所から順次整備を進めていきます。            また、ソフト対策については、土砂災害防止法に基づく基礎調査を平成31年度までに完了させるよう取り組んでいくとともに、基礎調査の結果については、住民等に土砂災害の危険性を早期に周知するため、県のホームページで順次公表を行っていきます。            治山事業については、29年度に田郷地区で復旧治山事業、唄貝地区で予防治山事業に取り組んでいるところです。            今後も引き続き、大雨や地震等による荒廃山地の復旧整備については、緊急度の高い箇所から優先的に実施し、山地災害から集落等の保全を図り安全で安心な暮らしの実現に向けた取組を推進します。</p>	<p>沿岸広域振興局</p>	<p>土木部</p>	<p>A</p>

釜石市

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>11 安全・安心なまちづくりの推進について            (3) 主要地方道及び県道の改良整備の促進            沿岸部と内陸部を結ぶ横断幹線道路として、本市の産業経済の発展に欠くことのできない主要地方道釜石市遠野線の早期復旧と、笛吹峠付近の山間部路線の抜本的改良整備について、特段のご理解を賜りますよう要望いたします。</p>	<p>①釜石遠野線の早期復旧については、復旧箇所が多く、又幅員が狭いなど、作業条件が厳しいことから、復旧には一定期間要するものと想定しておりますが、可能な限り早期の復旧を目指し工事を進めているところです。            なお、通行止となっていた笛吹峠部については、平成29年12月20日に通行が可能となったところです。(A)</p> <p>②笛吹峠付近については、幅員が狭く、急カーブが連続しており、また橋野鉄鉦山(てっこうざん)の世界遺産登録等により交通量が増加していることから、改善に向けて整備が必要な区間と認識しています。            抜本的な改良については、多額の事業費が見込まれるなど、早期の整備が難しいことから、平成29年度から車両のすれ違いが困難な状況を緩和するため、局部的な拡幅やカーブの緩和、待避所の設置等の事業に着手したところです。            今年度は測量、設計を実施しており、来年度は引き続き関係機関との協議、調査設計等を進め、整備推進に努めていきます。(B)</p>	沿岸広域振興局	土木部	A・B
<p>11 安全・安心なまちづくりの推進について            (4) 国道283号(釜石駅前～五の橋間)整備事業の促進            県事業における新大渡橋の開通により交通の緩和、安全の確保、景観の向上等が図られておりますが、この地域の一層の機能充実を図る為に不可欠となる、国道283号(釜石駅前～五の橋間)整備促進が不可欠でありますので、特段のご理解を賜りますよう要望いたします。</p>	<p>御要望の区間の整備については、交通量の推移や沿道状況、公共事業予算の動向等を見極めながら検討してまいります。早期の整備は難しい状況です。</p>	沿岸広域振興局	土木部	C
<p>11 安全・安心なまちづくりの推進について            (5) 市道平田上中島線の県道昇格及び早期整備            国道45号と国道283号を接続し、市街地バイパス、或は住民の命を守る緊急避難路としての機能を果たす市道平田上中島線の県道昇格と早期整備について、特段のご理解を賜りますよう要望いたします。</p>	<p>県道昇格については、市町村間を結ぶ道路など道路法に規定する認定要件を具備する必要がある、これらの要件を満たした路線について、地域の道路網における市町村道との機能分担や、整備・管理する必要性等を総合的に判断のうえ行うこととしています。            当該路線については、まずは、道路法に規定する県道の認定要件を満たす必要がありますが、現状では厳しいものと考えています。</p>	沿岸広域振興局	土木部	C